



「相続登記」は、誰に頼めばいいの？



知ってる司法書士がいないけど、どうすればいいの？

ぜひ、司法書士に、ご相談ください。



司法書士をお探しの方は茨城司法書士会
(電話029-225-0111)
へどうぞ！



司法書士は、相続登記など登記手續の専門家（国家資格者）です。

司法書士は専門的知識と経験にもとづき、正確、スムーズかつスピーディに手續を進めることができます。

相続登記以外でも、司法書士は、会社や法人の設立手續や、役員の変更登記などを行う専門家でもあります。

この他、借金、日常生活のトラブル、調停・裁判に関することも、お気軽にご相談下さい。

司法書士による無料相談会あります。

◎電話相談

毎週火曜日 16:00 ～ 18:00

相談電話 029-212-4500

029-212-4515

029-306-6004

◎面談相談 要予約

予約電話 029-224-5155

会場 水戸・つくば・古河

茨城司法書士会ホームページ
司法書士検索・無料相談会など
詳細はこちらをご覧ください。

茨城司法書士会

検索



令和元年7月発行



相続登記ってよくわからないわ。

相続登記って
なんだろう



どうぞこのリーフレットをご覧ください。



茨城司法書士会



不動産の持ち主が 亡くなったら、 どうするの？



相続登記をしないと、どうなるの？



相続手続、
もっと簡単にな
らないの？

**不動産の名義を
相続人に変える、
相続登記をしましょう。**



**手続きが複雑となり、
 子や孫など次の世代
 に負担や問題を残す
 ことになります。**



「法定相続情報証明
制度」が利用でき
ます。



不動産の登記は、不動産を特定する情報や権利関係を「目に見える」ようにする制度です。

登記簿を調べれば素早く、安全な取引
ができるようになります。

相続した不動産が故人名義のままでは、不動産を売ったり住宅ローンを組む事ができません。相続財産を処分するには、相続登記が必要となりますので、相続の手続の中でも重要なものといえます。

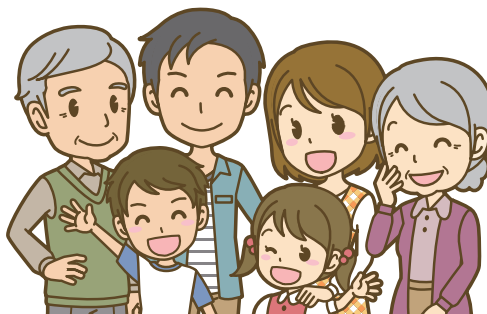


長い間相続登記をせずに放置しておくと、相続権のある人が次第に増えて、遺産分割協議をする事が難しくなります。

登記手続に必要な書類も多くなり、不動産をめぐる法律問題が複雑になります。

空き家の場合所有者に連絡がとれず、
空き家の利活用が難しくなります。

このように後々困った事が起きる可能性があります。未来のために相続登記を忘れてはならないのです。



今までは税務署や銀行で相続の手続をするには、それぞれに戸籍の束を提出する等煩雑でした。

しかしこの制度を使えば、法務局から「法定相続情報一覧図の写し」（法定相続情報証明）を5年間無料で発行してもらえ、手続きが簡便になります。



イラスト出典：
法務局ホームページ「法定相続
情報証明制度について」
(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)
のリーフレットを加工して作成

☆司法書士は、戸籍謄本等の取得、一覧図の作成、法務局への提出などを代理して行っています。詳しいことは司法書士にお尋ねください。